

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第1 体制等の整備</p> <p>1 介護保険事務の実施体制</p> <p>2 諸規程の整備</p> <p>第2 被保険者の資格管理に関する事務</p> <p>1 被保険者の資格管理</p> <p>2 住所地特例の管理</p> <p>3 被保険者証の交付</p>	<p>介護保険事務が適切に実施できる体制となっているか。</p> <p>関係条例、規則等が整備されているか。</p> <p>法令に基づく届出又は公簿等の確認により、被保険者の資格得喪等の処理は適切に行われているか。</p> <p>1 資格取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者（65歳到達者、転入者、日本国籍を有しない者）の被保険者資格の把握は適切か。 <p>2 資格喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡、転出の届等が遅滞なく処理されているか。 <p>3 適用除外者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者であって、身体障害者療護施設その他適用除外施設に入所（院）している者の把握は適切か。 <p>介護保険施設入所により住所を変更した被保険者について、施設入所時、施設継続入所時の住所地特例の管理は適切に行われているか。</p> <p>被保険者証の交付及びその被保険者台帳への記録は適切に</p>	<p>法第12条</p> <p>法第10条</p> <p>規則第23条、第24条</p> <p>法第11条</p> <p>規則第32条</p> <p>施行法第11条</p> <p>規則第170条、第171条</p> <p>法第13条</p> <p>規則第25条</p> <p>法第12条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>・更新等</p> <p>4 被保険者台帳の管理</p> <p>第3 要介護認定、要支援認定に関する事務</p> <p>1 要介護（要支援）</p>	<p>なされているか。</p> <p>1 被保険者証の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者並びに第2号被保険者で要介護(要支援)認定を受けた者及び被保険者証の交付を申請した者への交付処理は適切か。 <p>2 再交付及び返還の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の再交付は遅滞なく行われているか。 ・被保険者台帳への記録は適切に行われているか。 ・旧被保険者証の返還は適切になされているか。 <p>3 検認又は更新の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限、更新年月日の被保険者台帳への記録は適切か。 ・旧被保険者証の返還は適切になされているか。 ・検認又は更新は遅滞なく行われているか。 <p>4 氏名等変更の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所及び世帯の変更届が遅滞なく処理されているか。 <p>各種届等の情報について、被保険者台帳への記録、管理が適切に行われているか。</p> <p>要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定及び要</p>	<p>規則第26条</p> <p>規則第27条</p> <p>規則第28条</p> <p>規則第29条-第31条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>認定等に関する事務</p>	<p>介護区分の変更認定に関する事務は適切に行われているか。</p> <p>1 被保険者等の市町村に対する認定申請は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の申請代行は被保険者又はその家族の意向を踏まえ適切に行われているか。 <p>2 市町村職員の認定調査は適切に実施されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の心身の状況、その置かれている環境、病状及び当該者が現に受けている医療の状況について適切な調査が行われているか。 <p>3 指定居宅介護支援事業者等の認定調査は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の心身の状況、その置かれている環境、病状及び当該者が現に受けている医療の状況について適切な調査が行われているか。 <p>4 身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等について医師の意見が求められているか。</p> <p>5 市町村から認定調査の結果及び医師の意見が介護認定審査会へ適切に通知されているか。</p> <p>6 被保険者への通知は適切に実施されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請から30日以内に処分しているか。 	<p>法第27条、第32条 規則第35条、第49条</p> <p>法第27条、第32条 規則第36条</p> <p>法第27条、第32条</p> <p>法第27条、第32条</p> <p>法第27条、第32条</p> <p>法第27条、第32条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
2 職権による要介護 区分変更及び取消	<ul style="list-style-type: none"> ・日時を要する特別な理由がある場合は、その理由と処理見込期間が通知されているか。 ・介護認定審査会の意見が、被保険者証に適切に記載されているか。 <p>7 有効期限までに更新手続は適切に行われているか。</p> <p>8 要介護状態区分の変更の認定申請に係る処理は適切に行われているか。</p> <p>職権による要介護状態区分の変更及び要介護（要支援）認定の取消しに係る処理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態区分の変更の認定に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況について適切な調査が行われているか。 ・変更の認定若しくは取消しを行う旨等を記載した書面で通知しているか。 ・要介護状態区分の変更の認定は、被保険者証の提出を求め、変更後の要介護状態区分及び介護認定審査会の意見を記載し返付しているか。 ・要介護（要支援）認定の取消しは、被保険者証の提出を求め、要介護状態区分（要支援者に該当する旨）及び介護認定審査会の意見を削除して返付しているか。 	<p>法第28条、第33条 規則第39条～第41条</p> <p>法第29条 規則第42条</p> <p>法第30条、第31条、第34条 規則第44条～第48条、 第56条</p> <p>法第30条</p> <p>法第31条</p> <p>法第36条</p>
3 住所移転者に係る	1 転出者に対する要介護（要支援）認定に係る事項を証明	法第36条

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>要介護（要支援）認定</p> <p>第4 介護認定審査会の設置等</p> <p>第5 保険給付</p> <p>1 受給者の記録管理</p> <p>(1) 受給者台帳の管理</p> <p>(2) 給付制限等の管理</p>	<p>する書面（受給資格証明書）の交付が適切に行われているか。</p> <p>2 転入者の要介護（要支援）認定に係る事務が適切に行われているか。</p> <p>介護認定審査会の設置・運営は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の選任は適切か。 ・開催時期は適切か。 ・合議体を構成する委員の定数は適切か。 ・認定調査の結果及び主治医意見書の内容に基づいて審査判定が行われているか。 <p>被保険者等からの要介護（要支援）認定申請等に基づき、受給者台帳が作成され、適切に管理されているか。</p> <p>1 正当な理由なくサービス利用に関する指示に従わないこと等によって状態を悪化させた場合等の給付の制限が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の全部又は一部の制限 	<p>法第14条～第17条、第27条、第32条 施行令第5条～第9条 「介護認定審査会の運営について」(11.9.13.老発597号局長通知) 「要介護認定等の実施について」(11.7.26.老発499号局長通知)</p> <p>法第63条～第65条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(3) 利用者負担額の減免者の管理	<p>2 保険料を滞納している要介護被保険者等について、支払方法の変更等の管理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証への支払方法変更の記載 ・保険給付の全部又は一部の一時差止 ・医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する支払い方法の変更及び保険給付の一時差止 ・時効による保険料徴収権消滅期間がある場合の保険給付額の減額等 	<p>法第66条~第69条</p>
	<p>1 施設入所者の食事提供に係る標準負担額の減額について適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得の要介護被保険者による申請 ・内容審査 ・介護保険標準負担額減額認定証の交付 ・減額情報の記録（受給者台帳） 	<p>法第48条 規則第79条の2~第79条の5</p>
	<p>2 1割定率負担が困難である場合の減免について適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等特別の事情のある要介護（要支援）被保険者による申請 ・内容審査 ・利用者負担額減額・免除認定証の交付 ・減免情報の記録（受給者台帳） <p>3 法施行日における特養入所者の利用者負担額の減免が適切に行われているか。</p>	<p>法第50条、第60条 規則第83条、第97条</p> <p>施行法第13条 規則第171条の2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(4) 国保連合会への 情報提供</p> <p>2 給付実績の記録管 理等</p> <p>(1) 居宅介護(支援) サービス計画管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額の減免申請 ・内容審査 ・利用者負担額減額・免除認定証の交付 ・減免情報の記録(受給者台帳) <p>受給者異動等情報は遅滞なくかつ適切に国保連合会へ提供 されているか。</p> <p>1 要介護(要支援)被保険者から居宅介護(支援)サービ ス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨の届 出(事業者の変更の場合を含む。)等が適切に行われてい るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼先の指定居宅介護支援事業者名の被保険者証への記 載及び受給者台帳への記録 <p>2 要介護(要支援)被保険者自身が作成した居宅介護(支 援)サービス計画の管理が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(支援)サービス計画の受付及び支給限度額の 範囲内であるかについての確認 ・自己作成である旨の被保険者証への記載 ・居宅介護(支援)サービス計画の保管 ・居宅介護(支援)サービス計画に変更があった場合の管 理 ・給付管理票の作成及び国保連合会への送付 	<p>法第41条、第48条</p> <p>法第46条、第58条 規則第77条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(2) 介護・予防給付の実績管理</p>	<p>・ 居宅介護（支援）サービス計画作成情報及び給付管理票の作成情報の受給者台帳への記録</p> <p>1 居宅介護（支援）サービス費の給付実績が適切に管理されているか。</p> <p>・ 給付実績の下記居宅サービスの区分・種類ごとの支給限度額管理期間単位での管理</p> <p>〔訪問通所サービス〕</p> <p>訪問介護 訪問入浴介護</p> <p>訪問看護 訪問リハビリテーション</p> <p>通所介護 通所リハビリテーション</p> <p>福祉用具貸与</p> <p>〔短期入所サービス〕</p> <p>短期入所生活介護 短期入所療養介護</p> <p>〔区分対象外〕</p> <p>居宅療養管理指導</p> <p>痴呆対応型共同生活介護（居宅支援サービス適用外）</p> <p>特定施設入所者生活介護</p> <p>2 居宅介護（支援）サービス計画費の給付実績が適切に管理されているか。</p> <p>・ 給付実績の月単位での管理</p> <p>3 施設介護サービス費の給付実績が適切に管理されているか。</p>	<p>法第43条、第55条</p> <p>規則第66条～第69条</p> <p>規則第86条～第88条</p> <p>法第48条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(3) 償還払いの給付管理	1 居宅介護(支援)福祉用具購入費の支給が適切に行われているか。 ・要介護(要支援)被保険者による申請(領収証等の添付) ・申請福祉用具が特定福祉用具であることの確認 ・同一の特定福祉用具が支給されていないかの確認 ・支給限度額管理期間に購入した特定福祉用具購入費の額の総額が支給限度額内であるかの確認 ・給付実績の受給者台帳への記録(福祉用具の名称等の記録を含む)	法第44条、第56条 規則第70条~第73条 規則第89条~第92条
	2 居宅介護(支援)住宅改修費の支給が適切に行われているか。 ・要介護(要支援)被保険者による申請(領収証等の添付) ・住宅改修の内容等が支給対象かどうかの確認 ・定められた支給限度額内であるかの確認 ・給付実績の受給者台帳への記録(住宅改修の内容等の記録)	法第45条、第57条 規則第74条~第76条 規則第93条~第95条
	3 その他(下記サービス費)償還払いによる給付申請、審査、実績確認、支給処理、受給者台帳記録が適切に行われているか。 (1) 居宅介護(支援)サービス費 ・介護サービス計画を作成しない場合 ・保険料滞納による給付支払方法の変更の場合 (2) 施設介護サービス費	法第66条 法第66条

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(4) 高額介護(居宅支援)サービス費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料滞納による給付支払方法の変更の場合 	
	<p>(3) 特例居宅介護(支援)サービス費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅要介護(要支援)認定申請前に緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けた場合 ・基準該当居宅サービスを受けた場合 ・離島等のサービス確保が困難な地域等で相当するサービスを受けた場合 ・緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示しないでサービスを受けた場合 	<p>法第42条、第54条 施行法第2条 施行令第15条、第24条</p>
	<p>(4) 特例居宅介護(支援)サービス計画費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準該当居宅介護支援を受けた場合 ・離島等のサービス確保が困難な地域で相当するサービスを受けた場合 ・緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合 	<p>法第47条、第59条 施行令第20条、第29条</p>
	<p>(5) 特例施設介護サービス費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請前に緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合 ・緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示しないで指定施設サービス等を受けた場合 	<p>法第49条 施行令第22条</p>
	<p>高額介護(居宅支援)サービス費の支給が適切に行われているか。</p>	<p>法第51条、第61条 施行令第22条の2、第2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>の支給</p> <p>(5) 短期入所の利用 限度日数の特例措 置</p> <p>(6) 特別給付</p> <p>(7) 他の法令による</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護（要支援）被保険者による申請（1割の定率負担の領収書の添付） ・ 申請者の所得（市町村民税の課税状況等）の確認 ・ 過去の保険料未納により保険給付率が引き下げられている者の給付額の減額情報の確認 ・ 居宅介護（支援）サービス費給付実績の確認 ・ 高額介護（居宅支援）サービス費給付実績の記録（月単位） <p>1 訪問通所サービス区分の区分支給限度基準額の短期入所サービス区分の利用日数への振替は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この振替措置を実施する市町村においては、その内容及び手続について、被保険者及びサービス事業者に対して周知しているか。 ・ 振り替えを行った日数の計算は適切に行われているか。 <p>2 訪問通所サービスの利用実績が6割未満の場合の次期認定有効期間に係る枠拡大措置は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期拡大措置の適用を受ける者の適否は適切か。 ・ 次期拡大措置の適用を受け、かつ振替措置を行った場合の限度日数の管理は適切に行われているか。 <p>特別給付を行っている場合は適切に実施されているか。</p> <p>労働者災害補償保険法等他法令による給付との調整が適切</p>	<p>9条の2 規則第83条の4、第97条の2</p> <p>平12告示第93号</p> <p>規則第68条、第87条 平12告示第37号、第94号</p> <p>法第62条</p> <p>法第20条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
給付との調整	に行われているか。	施行令第11条
(8) 損害賠償請求及	1 第三者行為に対する求償事務は適切に行われているか。	法第21条
び不正利得の徴収	2 不正利得の徴収等事務は適切に行われているか。	法第22条
等		
第6 保健福祉事業	保健福祉事業を行っている場合は適切に実施されている	法第175条
	か。	
第7 市町村介護保険事	1 市町村介護保険事業計画は適切に策定されているか。	法第117条
業計画	2 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策は、適切に実施されているか。	
第8 保険財政関係		
1 会計処理	会計処理は適切か。	法第3条
	・ 特別会計を設けているか。	施行令第1条
	・ 保険事業勘定、介護サービス事業勘定に区分されている	規則第1条
	か。	算定政令第3条
	・ 予算額の計上は適切か。	
	・ 予算執行及び決算処理は適切か。	
2 国庫支出金等	国庫支出金等の処理は適切に行われているか。	法第121条-第128条
	・ 負担金、交付金等の処理は適切に行われているか。	算定政令第1条-第5条の
	・ 調整交付金を算定する際の基礎数字は適切か。	2

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第9 保険料</p> <p>1 保険料算定</p> <p>2 徴収方法</p> <p>3 減免、徴収猶予</p>	<p>保険料算定は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率の算定 ・ 所得の把握 ・ 保険料額の算定 ・ 被保険者台帳への記録 <p>徴収事務は適切に実施されているか。</p> <p>1 特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金保険者からの被保険者情報の通知の受理 ・ 特別徴収額の決定 ・ 特別徴収対象年金給付が2以上ある場合の先順位の決定 ・ 特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者への通知 ・ 特別徴収ができなくなった場合の事務処理 ・ 被保険者台帳への記録 ・ 保険料納付原簿への記録 <p>2 普通徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料額の決定 ・ 納入の通知 ・ 被保険者台帳への記録 ・ 保険料納付原簿への記録 <p>1 減免、徴収猶予について、条例に規定されているか。</p> <p>2 条例に基づき、減免、徴収猶予の事務は適切に処理され</p>	<p>法第129条</p> <p>施行令第38条、第39条</p> <p>施行令附則第6条</p> <p>規則第141条~第143条</p> <p>法第130条~第141条、第143条~第145条</p> <p>施行法第16条</p> <p>施行令第40条~第45条</p> <p>規則第144条~第158条</p> <p>法第142条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
4 滞納	<p>ているか。</p> <p>3 条例に基づき、減免、徴収猶予の取消事務は適切に処理されているか。</p> <p>滞納管理が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料納付の実績管理 ・ 督促、延滞金計算 ・ 時効処理 ・ 給付額からの滞納保険料額控除処理 ・ 被保険者台帳、受給者台帳への記録 ・ 保険料納付原簿への記録 	<p>法第66条、第67条、第144条</p>
5 過誤納	<p>過誤納の処理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過誤納発生の把握 ・ 過誤納額還付処理 ・ 過誤納額充当処理 ・ 被保険者への通知 ・ 被保険者台帳への記録 	<p>法第139条 規則第156条、第157条</p>
第10 苦情の処理	<p>介護サービス利用に関する苦情への対応が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を受け付けるための窓口の設置及び苦情処理に係る台帳を整備しているか。 ・ 苦情処理は、迅速かつ適切に行われているか。 ・ 国保連合会及び都道府県との連携が図られているか。 	

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
第11 広報等	<p>制度の趣旨、内容について、被保険者その他関係者の理解を深めるための広報等が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等が計画的に行われているか。 ・ サービス内容や届出事項等の情報提供が適切に行われているか。 ・ 相談や照会等への対応が適切に行われているか。 ・ その他制度への理解を深めるための工夫がなされているか。 	法施行通知第3